

貯金等の不正な払戻しへの対応について

静岡県信漁連では、貯金等の不正な払戻しへの対応に関する全国銀行協会の検討を踏まえ、個人のお客さまの盗難通帳(盗難された通帳・証書をいう。)やJFマリネットバンクによる被害にあわれた個人のお客さまに対し、2008年10月1日から、被害を補償することといたしました。

本会は、これまでも預金者保護法に則ったり、個人のお客さまの偽造・盗難キャッシュカード被害の補償を実施しておりますが、盗難通帳被害ならびにインターネットバンキング等不正利用被害についても、お客さまに安心してお取引いただけるため取組んでまいります。

通帳、印鑑、キャッシュカードがお手元からなくなったり、身に覚えのない取引に気付いたりした場合には、すみやかに弊会までご連絡ください。

弊会にすみやかにご連絡いただけなかった場合や、以下の注意事項をお守りいただけなかった場合は、補償を受けられない、または補償が減額される可能性があります。

従来の払戻しの手続に加えて、本人確認書類の提示等の手続を求める場合があります。不正な払戻しを防止し、お取引の安全を守るために行うものですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

ご注意いただきたい事項

通帳と印鑑の管理について

他人に通帳を渡したり、通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなどして第三者に容易に奪われる状態に置いたりしないでください。

他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡さないでください。

印鑑や、届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管したりしないでください。

JFマリネットバンクにおけるID・パスワード等の管理について

IDやパスワードをメモに残したり、パソコンに保存したりしないでください。

不審な電子メールを不用意に開いたり、フリーソフトをインストールしたりすると、スパイウェアやウィルスなどに感染することもありますのでご注意ください。

インターネットカフェなど不特定多数の人が使うパソコンで、JFマリネットを利用しないでください。

静岡県信用漁業協同組合連合会

2008年10月1日